

令和5年住宅・土地統計調査に関する研究会（第5回） 議事概要

- 1 日時：令和3年10月21日（木） 10:00～11:30
- 2 場所：Web会議による開催
- 3 出席者：浅見泰司座長、佐藤慶一委員、山田育穂委員
審議協力者：稲葉由之（青山学院大学経営学部教授）
オブザーバー：小原 聡（国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課専門調査官）
杉浦美奈（国土交通省住宅局住宅政策課住宅活用調整官）
奥野重徳（(独)統計センター統計編成部人口統計編成課長）
統計局：岩佐統計調査部長、稲垣調査企画課長、澤木地理情報室長、
小松国勢統計課長、永井国勢統計課調査官、齊藤課長補佐、
佐々木係長、杉田係長

4 議事

- (1) 調査事項等の見直しについて
- (2) 標本設計の見直しについて

5 議事要旨

○ 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 調査事項等の見直しについて

- ・新規調査事項の浴室暖房乾燥機については、本年3月に閣議決定された住生活基本計画の観測・実測指標に、その使用率を設定しているところであり、継続的にモニタリングしていきたいと考えているため、是非、追加していただきたい。
- ・同居世帯の家賃等の負担額を、主世帯が把握していないケースも考えられるため、回答に紛れが無いように検討した方がよい。
- ・新規調査事項の浴室暖房乾燥機については、例えば浴室乾燥機が設置されている場合はどうするかなど、定義を明確にしていきたい。
- ・世帯所有の空き屋の用途区分を、別荘用と二次的住宅に分割する件について、コロナの影響で、もともと別荘用だった住宅が二次的住宅の要素をもつ住宅に

置き換わった世帯もいると思われ、既存の定義と照らし合わせてみると回答が難しいように思われる。

- 建物調査票では、「二次的住宅（別荘用）」や「二次的住宅（その他）」と記載されており、用語が統一されていないため、定義と合わせて精査していただきたい。
 - 調査票甲・乙に限って言えば、従来、「二次的住宅・別荘用」と一つの区分だったのを、余暇のために使用する別荘を外して捉えることが今回の発想である。引き続き、用語と定義の精査は検討していく。

- 「9 居住室」と「13 床面積」については、連続して回答させた方が紛れが無いように思われるが、順番を入れ替えることは出来ないか。
 - 住宅以外の建物に居住する世帯は、「10 持ち家か 借家かなどの別」を回答後、現住居の敷地における「23 所有地か 借地かなどの別」に誘導しているところ、設問の順番を入れ替えると、これら世帯の誘導をさらに追加する必要が生じ、記入のしやすさが損なわれることから、従来の設問の順番にしている。

- 紙の調査票であれば、順番の入れ替えが難しいのはわかったが、電子調査票であれば順番の入れ替えは可能なのではないか。
 - 検討する。

- 今回は直す必要はないが、将来的な課題として、高齢者を現在の 65 歳以上から、75 歳以上や、場合によっては 85 歳以上にするなど、検討していく必要があると感じている。

- 年次を回答する項目で西暦併記を行わない件については、記入者側の視点から見れば、元号で回答するよりも西暦で回答させた方がわかり易い場合もあると思う。

- 住宅の構造について、木造と防火木造を外観から判断するのが困難なのは確かにそうだが、政策的に見て統合することに問題はないか。
 - 統計精度を考慮して、統合するという認識ではあるが、統合することの影響について確認させていただく。

(2) 標本設計の見直しについて

- ・「UR・公社」の精度はかなり改善したように見える。

- ・事務局の説明のとおり、スライド 11 をみると、一戸建ての精度について現行と新層別基準案（B 2）と比較しているが、全般的にかなり改善している。更に所有の関係のUR・公社の精度も大幅に改善をしている。今回の標本設計はかなり大幅な変更になると思うが、非常にうまくいっているという印象。

- ・今回の新しい配分で精度が最も低下した県の、0.3 ポイントの悪化をどう評価するかという点について、別紙 5 で標準誤差の実数値をみると、表章単位の千以下ということが分かり、問題ないレベルということがよく分かった。

- ・乙調査については、現住居以外の住居・土地を持つ世帯の出現率が非常に低く、敷地面積などの平均値を表章する際に、サンプルサイズが小さくなるため、特に細かい区分で表章した場合、振れが大きくなる。今回、乙調査の統計表を改めて眺めてみたが、想像以上に細かい区分で表章しており、今後、区分の統合などの検討が必要なのではないかと思う。
 - 確かに、細かい区分の結果に着目すると誤差は大きくなる。
 - 現住居以外の住宅・土地を持っている世帯の出現率は 2 割に満たない程度。ご指摘とおり、あまり細かい区分について表章をすると、精度上問題が生じる可能性があるので、その点も注意して、今度結果表の集計区分等を考えて参りたい。

以上

<文責：事務局（今後、修正することがあり得ます。）>